

## 第 79 回市原市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成24年7月4日(水)午後2時00分～3時05分

2 開催場所 議会棟第1委員会室

3 出席者

(委員) 芦沢 哲蔵会長 家永 けい子委員 榊原 義久委員 深谷 博子委員  
堀田 健治委員 大曾根 友三委員 鈴木 友成委員 高槻 幸子委員  
司関 忠秀委員 矢沢 裕委員 峯 和夫委員

(説明員) 三橋 さゆり副市長

[都市計画部]小出部長 吉野次長

[都市計画課]三澤課長

[景観室]渡邊室長 蒔田主任 高橋主任

[都市交流核推進室]佐久間主査

[土木管理課]齋藤係長

[公園緑地課]時澤係長

(事務局) [都市計画課]田邊主幹 常泉係長 小川主事

4 議題

報告事項：景観計画別添 景観重要公共施設の整備に関する事項(案)について

5 議事の概要 全体の趣旨は了とされ、文言表現については一部見直しを要するとする意見が付した。

6 会議経過 別紙のとおり

## 6 会議経過（別紙）

議長

ただ今より「第79回市原市都市計画審議会」を開会いたします。

本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、開催要件を満たしているものと認めます。

はじめに、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人に堀田委員と鈴木委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。当審議会の公開要領第2条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

傍聴人にお祈いします。お手元の傍聴人の遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。これに違反した場合は、ご退席いただくことがありますので、ご承知お祈いします。

それでは議事に入ります。報告事項「景観計画別添 景観重要公共施設の整備に関する事項（案）について」を議題といたします。

では、説明員より報告をお願いします。

**報告事項** 景観計画別添 景観重要公共施設の整備に関する事項（案）について

**説明員**

都市計画課 課長の三澤と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、趣旨を説明させていただきます。

景観法では景観計画に「良好な景観の形成に必要なもの」として「景観重要公共施設の整備に関する事項」を定めることができる、と規定されています。

市原市では、平成20年12月、景観法に基づき、市原市景観計画を策定いたしました。

このたびは、五井駅前東土地地区画整理事業が完了したのをきっかけに、景観の重要な要素であるプロムナード及び市原市総合公園を景観重要公共施設として、その整備に関する事項を景観計画に追加して定めようとするものでございます。

つきましては、このことについて景観法第9条第2項の規定に基づき、市原市都市計画審議会の意見を伺うものです。

なお、今までの経緯につきましては、パブリックコメントを今年5月15日～5月28日までの2週間実施いたしました。それとプロムナード沿道地権者説明会を5月28日に開催した結果、特に意見はありませんでした。

また、去る6月29日、開催した市原市景観審議会では了とされましたが、意見が2つ出されました。

1つは、案として示した「整備の内容」の中に「周辺及び市内の景観を先導する役割を持っている」といった意味合いの表現を加えることの修正と、2つ目は、「今後、プロムナードと市原市総合公園を市民と連携して維持保全の中で磨きあげていくこと」を意見としていただいておりますので、本日の会議での意見等も踏まえ、今後対応してまいりたいと考えています。

ここで、景観重要公共施設の制度について少し説明させていただきます。

景観法では、景観計画の中に良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事

項、などといった必須事項を定めなければなりません。この他に景観重要公共施設の整備方針などの事項を選択的に定めることができることとなっております。

そこで、今回のプロムナードや総合公園といった公共施設を景観重要公共施設に位置づけ、その「整備に関する事項」を定めることにより、公共施設の管理者には、「景観計画に則した整備」を求めることができるようになり、現在の景観が保全されるという制度となっております。

次に市原市の景観形成の取り組みについて少し説明させていただきます。

市原市では、平成20年12月に景観法に基づき市原市景観計画を策定しました。計画では、市内全域を景観計画区域に指定し、良好な景観の形成に関する方針、制限に関する事項などを定め良好な景観の形成を図ってきているところです。

本日、お配りした資料、「市原市景観計画抜粋」をご覧ください。

「景観計画2-6 景観重要公共施設に関する事項」の項目では、今後、都市の顔・シンボルとなる道路や公園などを景観重要公共施設として位置づけていくとしており、「景観計画3-5 計画の実現に向けて」では、地域の景観づくりの熟度が高まった場合、景観計画に位置づけ、計画の充実を図っていくこととしております。

それでは、資料の表紙をめくっていただき、「景観重要公共施設の整備に関する事項(案)～プロムナード及び市原市総合公園～」をご覧ください。

はじめに、下の部分にあります地図、またはスクリーンをご覧ください。

これは、五井駅東口を中心とした更級地区の地図となっております。

この青色のラインがプロムナードです。

延長が約900m、幅員が36mで、幅員の内訳といたしましては車道が18m、9mの歩道が両側に位置しており、合計で36mです。

この写真は、プロムナードの南側の歩道部分を館山自動車道から五井駅に向かって写したところです。歩道にはインターロッキングブロックが敷かれ、車道との間にはツツジの低木が連なっており、街路樹のケヤキも植えられています。

この写真もプロムナードを館山自動車道側から五井駅に向かって撮ったところです。

このプロムナードは、電線が地中埋設されており、電柱、電線は見られなくなっています。いわゆる無電柱化されております。

これは昨年10月、このプロムナードで開催された、上総いちほら国府祭りの様子です。このプロムナードはこのようなイベント開催などといった賑わいづくりを一つの目的としてつくられています。

これは上総いちほら国府祭りの夜の部で、大勢の市民団体による練り踊りの様子を写したものです。

次に、黄色の部分になりますが、ここが市原市総合公園です。規模は約10haありますが、現在プロムナードに面した部分のイベント広場や市役所通り側のスケートパークなどの一部が供用を開始しており、平成25年度の全面供用開始に向けて工事が進められています。

これは中央図書館から市原市総合公園を写したものです。手前にある芝生と通路の部分がこもれば広場です。その向こうのグリーンネットで囲まれた部分が工事中の部分で、修景池の水面がおわかりいただけだと思います。

このたび、土地区画整理事業の完了を契機に、都市交流拠点のシンボル軸、シンボル

的空間であり、良好な景観の形成に重要なものでございますプロムナードと市原市総合公園を景観重要公共施設として景観計画に位置づけようとするものです。

ページのはじめに戻っていただくと、「はじめがき」の部分になります。

ここでは、平成20年度に策定いたしました市原市景観計画の中で、地域の景観づくりの熟度の高まりに応じて景観重要公共施設を位置づけていくこととしていること、土地区画整理組合、企業、市の協働によりまちづくりがされてきたこと、整備構想区域には、景観形成において重要な要素となるプロムナード及び市原市総合公園が位置し整備が進んできていること、これらの理由により、景観計画に位置づけることの趣旨を述べています。

資料を1枚めくってください。

上の部分に、1のプロムナードとして、プロムナードの整備に関する事項として定める内容を示してあります。

主には、この整備構想区域のまちづくりの目標「水と緑にあふれ、人・モノ・情報・文化が交流する、賑わいのある拠点づくり」をかかげた市原市都市交流拠点整備基本計画を踏襲した内容となっています。

読ませていただいて、確認していきたいと思います。

プロムナードは、都市交流拠点の歩行者軸の骨格であり、広幅員の歩道を有する道路として歩行動線を守り、四季を通じて歩行者が安全に楽しく歩ける景観を保全します。

また周辺公共施設・商業施設等との連続性に配慮することや、多彩なイベントの開催により、賑わいと交流を生み出す景観の形成を図ります。

整備の目標：A・歩道や街路樹の連続性を守ることで、歩行者主体で快適に移動や散策ができる道路として整備する。

整備の内容：歩道に車の乗り入れをさせないよう、歩道の切り下げは原則禁止します。季節感あふれる街路樹等を保全します。歩道部分には周辺と調和し、連続性を感じさせる舗装を施します。無電柱化を継続します。

整備の目標：B・賑わいと交流を生み出す道路として整備する。

整備の内容：多彩なイベント、パレード等の開催に対応できる十分な幅員を確保します。隣接する総合公園・商業施設等との景観的・空間的一体性に配慮して人の回遊性を確保し、また機能的にも連携します。

これがプロムナードの整備に関する事項となります。

それでは次に、2の市原市総合公園について説明させていただきます。

これも、都市交流拠点整備基本計画や市原市総合公園基本計画などを踏襲したものとなっています。

読ませていただいて、確認していきたいと思います。

市原市総合公園は、水と緑にあふれ、さまざまな交流をテーマとする空間として人・モノ・情報・文化が交流し、園内のゾーン分けにより動と静をそれぞれ感じられる変化に富んだ景観の保全、形成を図ります。

整備の目標：A・動（交流・賑わい）を感じられる空間として整備する。

整備の内容：多くの人々が憩い集え多様な交流活動のための空間となる芝生広場を設置します。公園内のランドマーク的存在となり、気軽に人が集える開放感のある公園センターを設置します。隣接する周辺公共施設等（プロムナード、中央図書館、保健セン

ター、勤労会館等) や商業施設との景観的・空間的一体性に配慮して人の回遊性を確保し、また機能的にも連携します。

整備の目標：B・静(うるおい・やすらぎ・癒し)を感じられる空間として整備する。

整備の内容：水辺空間と一体的にうるおいある空間となる、修景池の機能を持った調整池を設置します。季節感あふれる多彩な緑化を施し、やすらぎや癒しを感じさせる空間を整備します。

これが市原市総合公園の整備に関する事項になります。以上で説明を終わります。

議長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告に関しまして、各委員からの質疑をお願いいたします。

委員

最初なので要領を得ないのですが、今事務局で説明いただきました資料でございますが、「公共施設を景観重要公共施設として位置づけるための手続き」の③に「景観審議会の意見を聴かなければならない」、④に「都市計画審議会の意見を聴かなければならない」と書いてございます。したがって、審議会としては意見を述べなければならぬということになりますが、本日の議題は「報告」という格好でいただいているわけです。ですから、6月29日に開かれた景観審議会についても同じスタンスでおやりになったのかかが1点でございます。

さらに、「景観計画に追加して位置づけるため、景観計画の変更として、景観計画策定の手順と同様の手続きを経る事になります」となっております。従いまして、平成20年の景観計画をおつくりになったときも「報告」ということで審議会にお諮りになったのかどうか、行政手続きに瑕疵があってはいけないという観点からご質問させていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは事務局。

説明員

まず、景観審議会についてですが、景観審議会には諮問という形をお願いしまして、答申という形で、今回の景観重要公共施設の整備に関する事項(案)の可否について協議いただきました。内容については了となり、表現のところでは1点、今後の対応で1点、トータルで2つの意見をいただきまして、全体としては了と答申をいただきました。

景観計画をつくる時の手続きですが、今回と同じように景観審議会は諮問・答申。都市計画審議会については、意見という形で特に諮問・答申という形ではなく、意見をもらうという形で行いました。

委員

報告という形で前回もおやりになったということですね。

説明員

はい。そうです。

委員

法的に問題があるのではないかと思います。意見・報告というのは事務局で聴くわけですから、我々審議会としては、議長は市長に回答をしなければならないと思います。法律と条例でそれぞれ意見を聴かなければならないとされているわけですね。ですからそれを報告事項で括れるものか検討いただければと思います。

それとウェイトとしては、景観審議会と都市計画審議会はそれぞれ同じものだと思います。景観審議会は諮問という形でお諮りになって、会長から答申をいただいたと。私共、都市計画審議会は報告という格好になりますと、議長はどのような形でお返すのか事務的に懸念しましたので、議論に入る前の話ですので、後で詰めていただければと思います。

議長

はい。ありがとうございました。報告という形ですと、中々意見が言いにくいニュア

ンスになるというご指摘でありました。今日はこれで良いのですが、今後、事務局でご検討をお願いしたいと思います。

**委員** 先ほど事務局の説明でうまく聞き取りができずに申し訳ありません。景観審議会で2点ご指摘があったというので、今の説明のプロムナードのことと解釈をして良いですか。今一度、この部分がこうなったという説明をお願いします。

**議長** 意見の趣旨をもう少しわかりやすくということですね。

**説明員** プロムナードのBの整備内容のところに「隣接する総合公園・商業施設等との景観的・空間的一体性に配慮して人の回遊性を確保し」というところがありますが、その部分の表現について、商業施設等との景観的・空間的一体性に配慮するというと公共施設の方がまわりの商業施設にあわせるような表現になっていると。むしろ、景観重要公共施設の方がリードするような形でまわりの施設に対しても景観的な部分で先導的な位置づけとなるような表現にした方が良いということが、表現的な部分として景観審議会でご指摘があったところです。

もう1点につきましては、今後、運用する中でプロムナードと総合公園を市民と連携して維持・保全し、その中でさらに磨き上げていくようにしてもらいたいという意見がありました。

その2点が景観審議会でご指摘いただいたところです。

**議長** 2番目におっしゃられた点は、文言に書き込んでほしいということですか。それとも一般的な姿勢ということですか。

**説明員** 一般的な姿勢ということですか。市民を巻き込んで今後さらに景観を創出、深めていくようなイメージを持ってやっていただきたいという意見です。

**議長** はい。わかりました。他にいかがでしょうか。具体的な文言の話が出てきましたが、それでは、私の方から文言について、提示したいところがございます。

この文書に基づいて、占用の許可願いなどが出たときに、対応していくということですね。そういう意味でこの文言は非常に重要な根拠になりますので、しっかりした文書にする必要があります。あるいは、趣旨が明解に示されていなければなりません。そういう意味で指摘したいのですが、「1. プロムナード」の特に後半部分がわかりにくいですね。「多彩なイベントの開催により」という言葉がどのように後に繋がっていくのか。開催すること自体は、交流を生み出す景観形成に繋がらないのではないかと思います。

それから整備の目標のAですが、基本的な趣旨は良いのですが、表現の仕方に問題があると思います。「歩道や街路樹の連続性を守ることで、歩行者主体で快適に移動や散策ができる道路として整備する」とあり、連続性を守ることが非常に大きな狙いであるという表現です。こういう表現ですと、整備の内容にあります「季節感あふれる街路樹等の保全」、「無電柱化」に繋がりにくいところがあります。そういう意味でうまくまとめていただきたいと思います。連続性を守ることを整備の目標に明記するか整備内容に入れるか。要は整備の目標のところ「歩行者主体」と書いてあり、景観の良い道路として整備するという事になっていけば良いのではないかと思います。ご検討いただきたいと思います。

それから整備の内容についてですが、「歩道に車の乗り入れをさせないよう、歩道の切り下げは原則禁止します」というところが、もう少し明解になっていないと、あるいはどこまで抑制するのかという点です。1つは歩道に車を入れさせないことを明記した方

がわかりやすいと思います。歩道の切り下げに非常にこだわった表現ですが、切り下げなくてもなんとか店先で荷物の積み下ろしができるとありがたいということで、切り下げの要望はしないが、植栽を一部カットして車を植栽部まで入れて荷物を搬入できるようにするという要望が出てきた場合にどうするかということが文書からは読めない。そこをどう判断し、文書化するか。あるいは、少し停車して短時間の買い物ができるようにするという余地が有り得るのかということですね。そういう要望が出てきたときにどうするかということが3つ目の意見です。

それから、4つ目ですが、車の乗り入れを禁止すると、ではどうやってその敷地にアクセスできるのかということを表示しておくと思います。この地区でのアクセスの姿を描くということですね。太い車道からは基本的に乗り入れさせないが、裏に区画道路があり、そこからアクセスするという形を書いておくべきです。ただ禁止ということではイメージがつかみにくいと思います。

それから、既に一部、緊急車のためということと植栽が切れているところがありまして、そこはフラワーポットを置いて、通常は通れないようになっておりますが、緊急時ということで例外的に認めているわけです。今後とも緊急時ということであれば、認めることもあるということが表現できている方が良いのか、その辺の表現の仕方ですね。

以上5点です。指摘の趣旨をご理解いただいて整理していただきたいと思います。

説明員

景観審議会からも文書表現の仕方について工夫してくださいと指摘があり、議長からお話がありましたので、検討させていただきます。

議長

はい。お願いします。

これに関連してでも、これ以外でも良いのですがいかがですか。

委員

この街路の絵を見ながら思ったのですが、整備の目標のAのところ、車と歩行者しかなのかなと。車と歩行者の間にこれからの時代ですとエコロジーな乗り物として自転車、電動自転車、高齢者の三輪車などの軽車両が出てくる可能性が非常に大きいのではないかと思います。そういう車がこの街路のどこを通るのでしょうか。車と歩行者以外のものがあることも考えておかないといけないと思うのですけれども。

説明員

この地域の全体の計画に、市原市都市交流拠点整備基本計画というものがございまして、その中で今ご指摘の自転車に配慮がされております。カインズホームやケーズデンキの真ん中にこれからイトーヨーカドーが出てくるのですが、そのようなところとも連携して、自転車の問題を全体の中で考えております。

実際に今どこを走るのかというと、プロムナードに9mの歩道がございまして、現状では歩道を走るということになっております。

委員

歩行者と自転車の事故というのが最近起きていますよね。歩道を色分けして自転車はできるだけ車道に近いところ、歩行者は奥の方と分けておくことが良いのではないかと思います。

議長

私も同感です。今自転車用の区分がないので、放っておくと自転車が縦横無尽に走るということになります。何らかのレーン表示みたいなものがあればと思います。

説明員

今後、管理部門の方にも伝えて工夫できるか検討していきたいと思います。

委員

議長達と同じですが、このような構想は先取りして書くものですね。後追いではまずいので、先を見ないといけないと思うのですが、やはり歩道の切り下げについて引っ掛かるところがあります。最近の道路構造令は、歩道が車道よりもマウンドアップして

いるのではなく、縁石だけが低い、いわゆるセミフラット方式で車道と歩道がほぼ一緒になっています。道路が既にできてしまっているのです、断面構成から見てセミフラット方式であれば、歩道の切り下げという言葉が古い言葉なので、車両乗り入れ口や車両乗り入れ部の整備ということで、縦断方向の人と横断方向の車の交差を安全にするという発想がないと、折角つくっても古いものになってしまうのではないかと思います。

それと議長が言ったとおり、ここを都市交流拠点とすれば、地図で見ると、北側はスーパーブロックなので出入り口は良いが、南側の方は横長のブロックが道路に接していますよね。このような地域は土地利用を活性化しなくてはならないのに、その出入りを規制するという事は、一方的な見方であり、木を見て森を見ないということになるのではないかと思いますので、断面構成を吟味していただいて、車道とほぼ同じような、いわゆる先進のバリアフリー法に基づいてできているのであれば、歩道の切り下げという言葉ではなくて、もっと適切な、もっとこの構想は前向きにやっているんですよということがわかるようにしておくことが得策であると思います。意見です。

議長

現地を見るとセミフラットですから、車道から5cmくらい高い程度の歩道になります。縁石が15cmか、もう少し高め縁石があって、その中に植栽があり、また縁石があり、その内側を人が通るといふ形ですね。そこにもし車を通すということになると、切るといふ形にはなりますね。そういう意味で切り下げということでしょうが、委員がおっしゃるように、もう少し別の表現があるのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

委員

歩道の切り下げについてですが、ある町で必要に応じて全部切り下げをしてしまったら、おばあさん達が乳母車を押していると上がり下がりがあり歩けないと言ひ、結果的に家に引きこもるといふような行動パターンの変化がありますので、切り下げはしない方が良くと思います。できるだけ、歩道は歩道として。車道は車道で、どこかで台車に積み替えて運搬するといふような行動パターンを想定して都市計画された方が良くのではないかと思います。

議長

セミフラットの歩道で、その先に植栽部分が1.5m幅くらいあるんですね。ですから、実際に車を入れる措置を講じる場合でも、歩道は一切下げなくても可能です。車を入れるとしても上がり下がりができるということはまずならないですね。植栽のところだけをいじれば車が入れることになります。しかし、やはり車は入れないということで安全性を確保することが望ましいですね。ただ、車を入れなくても少し停めて、荷物の積み下ろしができるように植栽を少し切るといふ要望が来たときにどうするかということをご検討いただきたいです。

説明員

今皆さんからご意見がありましたように表現やイメージができるように周知する中で、基本的にプロムナードの歩道については、切り下げをさせないような形でいきます。これまでも組合が地権者に説明しており、隣接の地権者への説明会でも特に意見はありませんでした。当初の計画の中で後ろの方にサービス用の道路がありますので、そちらの方から出入りしていただきたいということで今までやってきておりますので、今後ともこのような形でやっていきたいと思ひます。

議長

他にご意見いかがでしょうか。

委員

いろいろなご意見をいただひており、安全面のご意見が多いと思ひますが、私はむしろ見て楽しいとか、安らぐとかが正に景観の醍醐味になるところだと思ひます。プロム

ナードは平成22年に供用されて、既に植栽が始まって樹木もあるようですが、これが10年、20年後にどのような風景になるのかなという話をして、ケヤキの木も夏は日陰を作って涼しく、冬は日が当たって暖かくなど、そのような配慮がされての植栽だと思います。今後、既にやっているものにプラスして、もっと楽しいとか安らぐなど、見て楽しい風景、それも近くから見ても遠くから見ても楽しい景観づくりというもの、それでも植栽計画はかなり大変だと思いますが、そのようなことも将来、配慮していただければ良いと感じました。

**説明員**       ありがとうございます。今説明したようにこの隣には総合公園がございます。総合公園とプロムナードの樹木が大きくなったときに一体的に見えるような景観や楽しみ、賑わいなどはこれから地元の方達とつくっていかなくてはいけないので、市としては、上総いちばら国府まつりというものをやっておりますが、そればかりではなく、何かできないかと。本地区は交流と賑わいをテーマにやっておりますので、そういうことができる中で景観というものを中心にして作りあげていきたいと思っております。

**委員**       ぜひ楽しい、安らぐ風景の提供に配慮していただきたいと思っております。

**議長**       私からですが、景観形成の考え方として、今後5年先、10年先、50年先ずっと徹底させていく必要があるのですが、長い間には土地が転売されていきます。このような決まりがあることがうまく伝わらないまま転売され、道路側と後ろ側に分けられて売られた場合に表側の宅地についてはアクセスできなくて困るという可能性がありますね。「車の出入りのために縁石の切り下げをしてください。」という要望が出てきたときに、断れますが、知らなかったということでゴタゴタするのも困ります。土地の売買のときには重要事項説明が必ずあるわけで、そこで必ず説明されると考えてよろしいですか。

**説明員**       景観法に基づく景観計画ですので、そこで景観重要公共施設として位置づけられることとなります。当然、売買する場合は、市にも問合せがございますので、そこでも周知していきます。

**議長**       法的に重要事項説明で説明しなければいけないということですよ。

**説明員**       はい。宅建業法で決まっておりますので、重要事項の説明はしなくてはならないとなっております。

**議長**       はい。わかりました。他にいかがでしょうか。

**委員**       プロムナードを景観重要公共施設に指定した場合に、この地図でいくと、更級通り側のケーズデンキやカインズホームが入っていないところですが、ここの部分は何をつくっても良いということですか。このプロムナードを綺麗な形に景観を整えるとしても、風俗営業などが施設として入ってきて、道路は綺麗なのに、そこに入っている施設が派手な看板を出しているとか、チグハグなことになってしまうのではないかと。そういう地区ではないということですか。

**説明員**       用途地域が定められていることとこの区域は地区計画が定められておりますので、その中で建築物の用途が制限されておりますので、いろいろなものが何でもできるということにはならないです。

看板についても、屋外広告物の許可の申請がありますので、その中で制限をかけております。

**議長**       他にいかがでしょうか。

- 委員 先ほどの続きで申し訳ないのですが、整備の目標のAのところ「歩行者主体」のところ自転車等にも配慮する言葉を入れることはできないですか。歩行者主体は良いのですが、歩行者以外のものがあるということをごに謳っておいた方が、言葉で言って消えることを繰り返すよりは文書の文字に入れていただいた方が良いのではないかと気がしますがいかがでしょうか。
- 議長 おっしゃっているのは、自転車、車いすなどの位置づけ、それをどう表現するかということですね。その辺は、意見を踏まえてどういう文言にするか検討してくださいということですね。
- 説明員 そうですね。基本的には歩道という選択があつて、委員が言われるように自転車等が入ってくることもあります。そこをどう表現するかは難しいところです。「歩行者主体」ということで歩行者だけではないという読み方をしていただけるのか、ただ、基本的にはプロムナードの歩道機能が主となりますので、その部分は中々難しいところです。
- 議長 自転車が大事だという言い方をすると、今度は自転車が我が物顔になりかねないので、その表現が難しいですね。
- 説明員 実際には運用の中で、文書という形ではなく、現場で交差する箇所はぶつからないようにするなど考えていかななくてはいけないと思うので、文書というのは難しいところです。
- 説明員 もう1点として、今は歩道を自転車が走っていますが、自転車がぶつかるなどの問題により、警察でも規制が出てきており、自転車が歩道ではなく、車道を走るという流れがあります。今の段階では歩道が広く歩行者もそれほど多くないので、自転車と歩行者が一緒ですけれども、法的な規制が変わると、若干変わってくるところもあります。自転車の扱いが流動的な部分があるので、その辺の表現はまた考えさせていただきたいと思います。
- 委員 大っぴらに歩道を自転車が走るというご意見をいただいたのは自治体の中で初めてです。皆、「車道を走りなさい。」と指示します。警察としては、車道ですよ。
- 委員 車道です。歩道も走れますが、歩道は歩行者のためにあります。メインは歩行者です。
- 委員 そうするとこの車道のこのレーンの中で自転車が車道を走るというのは非常に危険です。それを心配してお聞きしたいのです。建前でいくと「車道を走りなさい。」となってしまうので。
- 委員 歩道も走れます。これだけ広いので。自転車の独立した車線を設けるのであれば、それをどこに設けるという話になると思うのですけれども、警察的には歩道はやはり歩行者のものと判断します。
- 委員 自動車用の車線を走っていて、危ないから歩道に乗り上げようとしても乗り上げる場所がどこにも無いんですよ。今の状況ですと、縁石や植栽があり、その向こうに歩道です。途中で危ないから歩道に移行しようとしても、乗り上げる場所がありません。駐車禁止区域の路肩に1台駐車されてしまうと、自転車が車道の真ん中を走るしかなくなってしまう。非常に怖い思いをするということを実際に何度も経験しているものから、これからの時代、自転車のことも考えておいた方が良いのではないかと思ひ、意見を言わせていただきました。
- 議長 委員のおっしゃることは良くわかります。特にこの区間は、自転車に「車道を走れ。」という、中々店の方に行けないという措置になります。広幅員の歩道であれば、自転

車の走行帯を個別に設けることが一番望ましい姿ですね。ただ、それをあまりしっかりやりすぎると今度は歩道がせまくなってしまいます。その辺をどの程度の仕分けでやるかというところがございます。自転車も安全に走行できるためには、車道を走らせるのではなく、歩道に自転車走行帯を設け、「ここを走りなさい。」ということが一番安全ですね。歩道が狭く、歩行者が多ければできませんが。その辺も含め、検討課題としてご検討をお願いします。

他によろしいでしょうか。

委員 車いすは歩行者ということでよろしいですか。

説明員 そうですね。

委員 電動の車いすも歩行者でよろしいですか。時々電動の車いすが事故を起こすんですね。どこまででも走っていけるものですか。

議長 あれは歩道を走れということになっていますよね。

委員 結論は待った方が良くと思います。断定はできません。

※本審議会後に電動車いすは歩行者であると確認済み

委員 免許はいらないうですよね。

委員 買うのに許可が必要です。誰でも買えるわけではありません。

議長 意見、ご質問はよろしいでしょうか。

基本的には事務局の原案の趣旨はこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、基本的な狙いについては、了解ということにさせていただきます。

ただ、細かい点でいくつか指摘がありました。一つは、自転車や障がい者用の車両の扱い、安全性に配慮する見地があると良いということ。

それから、安全性だけではなく、楽しさや安らぎの観点がもう少し表現されても良いのではないかとということ。

私からは、ちょっと車を停めて買い物や積み下ろしをするという要望が出てきたときにどう扱うかということの検討をいただき、それを的確に表現するということ。

その他表現についても、若干の見直しをお願いしたいと思います。

委員 今議長がおっしゃったプロムナードの車の一時停止とか、荷物の積み下ろしなどは、これをつくるときのコンセプトには入っていないと思います。これだけの広い道路とこれだけの広い歩道をつくったのは、多種多様なイベントをしながら、歩道も人が集まれるようにするものであり、ここでお店をやったりすると、脇の道から進入する形になっておりますので、ここで車を停めて荷物の積み下ろしを許したら、また違う形になってしまうのではないですか。ですから、それはできたら先のことを考えて禁止した方が事故も起こらないだろうし、いろいろな面で安全性が保てるのではないかと。その点だけは、少し皆さんの意見を聞いてやった方がよろしいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。私も短時間の積み下ろしでもできない措置が望ましいと思います。原案ではそこまで読めないのが、提起したということ。切り下げがなければ良いというような表現になっておりますので。

説明員 今のお話のところで、一時的に荷物を入れるため、植栽を切ってしまうという話だと思うのですが、植栽を切ってしまうとそこから道路を渡る方が出てきてしまいますので、中央分離帯もない広い道路ですから、それを防ぐために、植栽である程度渡らないよう

にしておりますので、荷物の積み下ろしのための植栽を切ることも基本的にはダメと考えております。委員がおっしゃったように、そこからの荷物の搬入もなしであくまでも車は後ろの通りから入っていただくという考え方です。表現も十分ではないので、そこも含めた形で文言表現を直していきたいと思います。

**議長** はい。お願いします。

以上のご意見について、審議会の意見としてどのような形で提示するかということですが、議事録で表現する程度か、意見書を出す形がよいのか。

**説明員** 景観審議会では、諮問という形で内容については了であり、付帯意見として2点ほどつけた形での答申となりました。

都市計画審議会では、今出た意見をこちらである程度とりまとめさせていただいて、議長に確認させていただくということによろしいでしょうか。それをもって都市計画審議会の意見ということで。

**議長** はい。わかりました。それに基づいて文言を修正するとしても、皆さん趣旨はご了解いただいておりますので、また審議会を開く必要はないですね。

**説明員** 今回の意見を踏まえまして、文言表現を直させていただいて、直したものについては議長にお見せしますがそれでよろしいでしょうか。

**議長** それでは、僭越ですが、私と事務局で話を詰めさせていただきます。

意見として出たものを事務局と私とでまとめさせていただいて、委員の方々にお示しするという形でよろしいですか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。

本日の審議会は以上でよろしいでしょうか。

傍聴者の方、これで議事は終了いたしましたので、係員の指示に従ってご退席をお願いいたします。

(傍聴人退室)

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間のご審議、ご協力、大変ありがとうございました。